

平成二十二年第五回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年三月十二日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第五回定例会

一 日 時 平成二十二年三月十二日 午後一時三十分

二 場 所 特別会議室

三 出席委員 委員長職務代理者 高野照夫
委員 高田昭仁
委員 青山 侖
委員 小林 敦子
委員 川寄 祐弘

四 出席職員 次長 友塚克美
庶務課長 入野隆二
教育施設課長 樋口隆之
学務課長 三枝直樹
社会教育課長 佐藤泰祥
社会体育課長 佐久間 勇一
指導室長 鈴木明雄
南千住図書館長 南千住 美紀子

五

案 件

(一) 報告事項

ア 図書館非常勤職員の自転車走行中の事故に係る訴訟に関する和解案の再提示について

イ 平成二十一年度荒川区教職員表彰について

ウ 橋本左内坐像寄贈及びブロンズ像除幕式について

エ 区議会第一回定例会について

(二) その他

書 書
記 記

杉 関
本 口
さ や 竜
か か 一

委員長

ただいまから、荒川区教育委員会第五回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。五名出席でございます。

会議録の署名委員は、高田委員及び小林委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、報告事項四件でございます。

初めに、「図書館非常勤職員の自転車走行中の事故に係る訴訟に関する和解案の再提示について」であります。

事務局にお願いいたします。

南千住図書館長

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

二月二十六日の教育委員会において一度報告いたしましたその後の経過でございます。骨子でございます。

町屋図書館の非常勤職員と住民との間の自転車走行中の事故に係る損害賠償訴訟につきまして、二月十七日に東京地方裁判所から和解案が提示されました。その後、三月十日に裁判所におきまして相手方と和解案についての意見交換を行いました。そこで、区は六百七十五

万円で了解したところ、相手方は、弁護士費用等の遅延損害金も含めた七百三十五万円での和解をしたい旨の申し出がございました。これを受けまして、裁判所が双方の意見を斟酌しまして、新たに七百二十万円という和解案の提示がございました。区といたしましては、この和解案を受け入れる方針であるため報告を行うものでございます。

内容でございます。

事故の発生日は、三年経過しておりますが、平成十八年十月十一日の午前九時十五分ごろでございます。

場所は、記載のとおり、南千住六丁目、南千住図書館の裏手の駐車場付近の交差点でございます。

事故当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、町屋図書館の非常勤職員が会議に出席するために南千住図書館へ自転車で移動したところ、南千住図書館裏の交差点において、狭い路地から進入してきた相手方と、大きな通りを走行していた区職員が衝突したというところで、結果的に相手方が負傷したということでございます。けがの程度は、相手方は、右の目の下、窩底骨折ということ、少しくぼんだという形です。区の職員は、左後ろの頭部の打撲でございました。

訴訟経過でございます。昨年の七月二十七日に国家賠償法に基づく損害賠償請求が区のほうに東京地裁から提起されました。相手方の損害賠償請求額といたしましては、一千四百万を超える請求でございました。主な内訳は記載のとおりでございます。ただ、過失割合が、区は一〇〇%で相手方はゼロ%ということでございます。

裏面をご覧ください。訴訟経過は記載のとおりでございます。この間、相手方は、「一切過

失はない」ということで、「区職員が突っ込んできた」という旨を主張してございますが、区といたしましては、「職員はブレーキをかけ、徐行しつつ進入したところ、正面を見ずに相手方が突っ込んできた」ということで、「相手方には十分過失があつて、相当の過失相殺がなされるべき」ということで区は主張してきてございます。

次に、一回目の和解案の提示内容でございます。裁判所としては、和解案の内容として、過失割合が、区は七〇%、相手方は三〇%ということで、賠償額は六百七十五万円という和解案が提示されました。

二回目の和解案でございます。これは三月十日に東京地裁から提示された内容でございます。過失割合は、同じく区が七〇%、相手方三〇%、損害賠償額は七百二十万円でございます。この七百二十万円の内容は、一回目の和解案の提示額に遅延損害金相当額を加算した額でございます。この七百二十万円は、基本となる賠償額というのが六百六万円で、この事故発生から三年が経過したということで、遅延損害金が年五%ということになりました、約年三十万円という遅延損害金に、三年経過したということで五%乗じた額が約九十万円、その二分の一ということで四十五万円が遅延損害金相当額ということで裁判所のほうは提示してございます。

区の対応方針でございます。今回の交渉の結果、損害賠償額が四十五万円上乗せされたという結果になりましたが、区といたしましては、このまま訴訟を継続しても長期にわたる可能性が高い上、和解案で提示された額以下の判決は得がたい、また、自治体賠償保険により賠償額が補てんされることが確実なこと、相手方の弁護士は新たな和解案に対して原告を説得できるとの見通しを示していることを踏まえまして、本和解案を受け入れる旨の意見を提

出する方針でございます。また、この和解案が整った際には、現在開会中の荒川区議会第一回定例会の最終日、三月十七日でございますが、議案を提出しまして、議決を得ることを予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、あるいはさらにご説明、ございますか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

これ、利息分ですね。

ありがとうございます。

では、次に移ります。

「平成二十一年度荒川区教職員表彰について」、ご説明をお願いいたします。

庶務課長

それでは、庶務課長からご説明を差し上げます。

平成二十一年度荒川区教職員表彰の日程等につきまして、本日ご説明を差し上げるものがございます。この荒川区教職員表彰でございますけれども、教育に関し、顕著な功労があった学校等の団体、あるいは職務に献身的に精励し、有益な功労があった先生・教職員などを、学校長からの推薦を受けて、毎年、教育長を委員長といたします審査会におきまして審査をいたしました。被表彰者として決定をしているものでございます。

本年でございませうけれども、三の「受賞者」の欄にございませうように、個人の部といたしましては十五人、団体の部（学校）といたしまして六校、合わせまして二十一件の表彰を先日決定させていただきましたところでございませう。昨年が、個人の部十六人、団体の部四校、計二十件でございませうので、一件の増といふこととございませう。

今年度表彰いたします表彰者の一覧でございませうが、別紙に記載をさせていただきますとおりでございませう。幾つかご紹介をさせていただきます。個人の部におきましては十五人といふことで、それぞれの学校、職名、被表彰者のお名前、分類、ご担当いただいております教科等につきまして記載をさせていただきます。お名前、分類、ご担当いただいております。

この十五人のうち、二番から四番まで汐入小学校、それから、次のページの八番から三ページ目の十一番まで第三中学校の教員の方が四人含まれてございませう。合わせまして七名、全体の被表彰者十五名のうちの半分の七名が、この間、小中一貫教育の研究実践を進めております汐入小学校と第三中学校におきましてそれぞれの研究実践活動の中で部会を構成しておりますが、その部会の中心的なメンバーとしてこの二年間の研究活動をリードしてきた職員といふことで、今回受賞しているものでございませう。

その他、瑞光小学校の教科指導の本間先生につきましては、こちらに記載のとおり、国語の分野におきまして、学校パワーアップ事業の一環として取り組んでおります学力向上の取り組みの中で、この間中心的な役割を果たしていただき、大きな貢献をいただいております。といったような内容でございませう。

その他、第三峡田小学校の宮沢先生、尾久宮前小学校の中村先生、第一日暮里小学校の高橋先生、それぞれ図画工作、あるいは食育並びに教育環境整備等、それぞれのテーマで受賞

しているところでございます。

個人の部の十二番目、原中学校の木下先生につきましては、平成十九年度から東京都の教育委員会の「伝統・文化理解教育推進モデル地域」の研究指定校の指定を原中学校は受けてございますけれども、こちらの研究主任といたしまして、研究授業や取り組みについて大変熱心に努力をされ、成果を上げたということでございます。

それから、十三番の峡田小学校の谷中先生、十四番の第四中学校の塩畑先生につきましては、ワールドスクールの実施に当たりまして、中学校の英語教員として助言・指導を行っていた方でございます。

それから、十五番の尾久宮前小学校の事務主任の長さんにおかれましては、四年間、合宿通学実行委員といたしましたして、この事業の円滑な運営にご協力をいただいた方でございます。個人の部は以上でございます。

次のページ、団体の部でございます。先ほど個人の部でもご紹介いたしましたけれども、汐入小学校は第三中学校とともに平成十九年度から三年間、小中一貫教育の研究を実践してきてございます。今回、その成果を認め、表彰いたすものでございます。

第五峡田小学校並びに尾久西小学校、それから四番の大門小学校におきましては、いずれも都、あるいは区の研究指定校といたしまして、それぞれ記載の分野におきまして研究実践を続けてまいりました。その成果を認め、今回表彰いたすものでございます。

次のページ、五番の第六日暮里小学校につきましても、同様に、十九年度から東京都の教育委員会の「日本の伝統・文化理解教育推進モデル地域事業」の研究指定を受けまして、この間、研究実践を続けてまいりました。その成果を認め、今回表彰いたすものでございます。

六の荒川区立第三中学校につきましては、先ほどの汐入小学校と同様に、この間の小中一貫教育の研究実践につきまして認め、表彰するものでございます。

今回表彰いたします個人並びに団体の概要は以上でございます。

なお、表彰式につきましては、二十二年三月十六日、来週火曜日の三時半から、サンパール荒川・五階の第七集會室で予定をさせていたるところでございます。昨年におきましては、教育委員の先生方にもご出席を賜りましたけれども、大変多忙な時期でございます。行事等も重なっておりますので、当日の教職員表彰につきましては、教育長並びに私も事務局の対応とさせていただきます。当日の教職員表彰につきましては、教育長並びに私も

平成二十一年度荒川区教職員表彰につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願
委員長
委員長

ご説明ありがとうございます。二十一年度の教職員の表彰でございます。

ご質問ございますか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

では、次に進ませていただきます。

続きまして、「橋本左内坐像寄贈及び同ブロンズ像除幕式について」のご説明をお願いいたします。

社会教育課長

それでは、私から、「橋本左内坐像寄贈及び同ブロンズ像除幕式について」、ご説明させて

いただきます。

骨子でございます。

福井県から寄贈の申し出がありました橋本左内坐像の寄贈式を行うものでございます。併せまして、区指定無形文化財保持者である菓子満さんに、この像を原型にしましてブロンズ像をつくっていただきましたので、こちらを套堂内に設置、披露するセレモニーをとり行うものでございます。

日時でございますが、平成二十二年三月二十三日火曜日、午後二時三十分から三時十分でございます。場所は、荒川ふるさと文化館一階エントランス、除幕式は野外で行います。

次に、式典でございますが、寄贈目録の授与、西川区長のあいさつ、来賓祝辞ということ、福井県の西川県知事に来ていただきますので、県知事のあいさつ、荒川区議会議長のあいさつ、その後、来賓の紹介となつてございます。その後、套堂の前に移動していただきまして、ブロンズ像の除幕を行ひまして、制作者である菓子さんのあいさつをいただく予定でございます。

招待者でございます。教育委員の皆さんには既に郵便等でご案内を差し上げてあるかと思ひますけれども、荒川区関係では、教育委員会委員の皆さん、文化財保護審議会委員の皆さん、その他文化財の関係団体の皆さんと区議会議員、都議会議員の方にご案内を差し上げているところでございます。

また、福井県関係では、西川県知事ほか、福井県の東京事務所長等にご案内を出しまして、招待者は六十人程度ということとで予定をしてございます。

五「その他」といたしまして、当日は、今年度制作いたしました「伝統に生きる鑄造・菓

子満」について上映をしたいと考えてございます。また、寄贈されました左内坐像につきましては、ふるさと文化館の一階に展示し、また、福井県関連のパネル等を展示したいと考えてございます。

資料二枚目の上段の写真が福井県から寄贈される橋本左内坐像でございます。これをもとに菓子さんが制作したブロンズ像が下の写真になってございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

次長

写真の角度が違うので違うように見えますね。

教育長

年を取ったように見えます。

次長

人相が違うように見えておりますけれども、写す角度だと思えます。上は陶製で、下はブロンズです。上は壊れやすいものですから、いただいたものは館内に展示して、外の套堂には菓子さんにつくっていたいただいたブロンズ像を展示します。これもいずれは文化財になるかもしれません。

教育長

これ、ぜひセキュリティをちゃんとしないとね。大丈夫ですか。

次長

きちつと台座がとれないようにやりますので大丈夫です。

社会教育課長

とれないようにやると言っていました。

教育長

よろしくお願いします。

高田委員

去年、套堂の除幕のときに、中に小さな御像があったけれども。

次長

これのレプリカだと思います。

高田委員

陶ではなかったような気がします。去年も小さなブロンズが置いてありましたよね。

次長

あれもお借りしたものです。

教育長

小さかったね。

高田委員

福井から持ってきてお借りした。

次長

それと同じだと思います。小さいものですよね。

高田委員

あんなに小さいものを置いておいたらなくなってしまふ。

社会教育課長

寄贈していただいたのは小さいので、ブロンズにするときはたしか三倍ぐらいに大きくして作成したということでございます。

次長

こちらのほうが大きいので、サイズが大きくなって、雰囲気も少し違うような感じがしますけれども。

福井県に二体残っているんですか。福井県所有が二体になるんですか。今回、この清川さんという方から福井県にいただいたいて、そしてその福井県から荒川区がいただくということです。

社会教育課長

現在確認されているのは三体ありまして、福井県に二体あります。

次長

二体あって、今回は、一体もらったものをうちにいただくということですよ。

高田委員

清川さんという方が三体つくったのですか。

次長

当時もつとたくさんつくったらしいのですけど、今わかっているのは三体で、その三体目を持っている清川さんという方から県がいただいて、それで区に寄贈していただいたということになったそうなのですが。

高田委員

清川さんという方は、その制作者ではないのですね。

次長

はい。

社会教育課長

制作者ではないです。

小林委員

この清川さんが持っていたものというのには、元々いつごろつくられたものなのですか。

次長

そちらの図録にありますか？

社会教育課長

昭和十一年十月に福井で開催された生誕百年祭に際して、地元有志の発起によって作製されたということでございます。

次長

県と市の博物館のようなところに一体ずつ残っているようです。

小林委員

貴重ですよ。

高田委員

そんなすばらしいものをいただけただけのですか。

次長

知られざるところにもしかしたらまだあるのかもしれないのですけれども。
社会教育課長

そうですね。今現在確認されているのが三体。複製ですので、多分、何個かはつくられていたのではないかということとは想定されているのですけれども、今のところ確認されているのは三体ということでございます。

教育長

この菓子さんという方は東京藝大を出られて、高知県にある坂本龍馬の像を修復した人です。

小林委員

修復された方。なるほどね。

教育長

結構有名な人です。

委員長

ありがとうございます。

橋本左内先生のブロンズ像の除幕式です。二十三日二時三十分に開かれますので、よろしくお願ひします。高野はちょっと難しいのでよろしくお願ひします。

小林委員

私も、海外出張です。ごめんなさい。

委員長

では続きまして、「区議会第一回定例会について」、ご説明をお願いいたします。

次長

区議会のほうは、予算委員会も無事に終わりました、残すところは来週の本会議という状況になっております。委員会の予算の審議も無事に終わりました、教育費八十六億二千万円余も委員会ではご可決いただきましたので、よかったですと思っております。

予算委員会に先立ちます一般質問の答弁要旨でございます。

まず、小坂眞三議員でございます。児童虐待がいろいろと新聞を賑わしております、痛ましい事件が起きておりますけれども、それに関連いたしました親の子育て力をもっと向上させなければいけないのではないかとということで、子育て支援のほうの質問に関連して教育委員会にきた質問でございます。

これにつきましては、教育委員会といたしましても、昨今の状況の中で、子育ての中心は親であって、家庭教育は重要なことですので、荒川区の生涯学習推進計画においても重点目標に掲げております。その目標に従って、親としての自覚を高める学習機会の充実、あるいは子育ての仲間づくりのための交流機会の提供、あるいは子どもを核とした地域交流事業の活性化といったものに取り組んでおります。そうしたさまざまな取り組みの充実を通して、親自身

が家庭を大切にしていって、家族を思いやる気持ちをはぐくむことによつて虐待防止につながるというふうにご考えておりますというご答弁をしたところでございます。

続きまして、共産党の相馬議員でございます。教育環境の条件整備という観点から、一番目は、少人数学級を進める立場で施設の制約がある学校についてそれぞれ整備方針を持つこ

とというご質問でございます。これは、国のほうでも学級編制基準四十人を下げよう動き、検討が始まるような新聞報道があり、東京都が今年度から小一プロブレム・中一ギャップの解消ということ、低学年だけですが、学級定員を三十九にするような動きがある中で、区でも少人数学級を進める立場に立つべきだということのご質問でございます。ただ、そうしたときに学校の施設に課題が生じるだろうから、整備方針を早く持てということでございます。

確かに学級編制の基準が下がった場合には施設面で課題が生じる学校が出てくる可能性も想定しております。したがって、国や都の動向を注視しつつ、各学校における諸課題を整理した上で適切に対応していきたいというご答弁を申し上げました。

二点目は、年度途中の児童・生徒数の増加に対して少人数対応を行えるようにということです。これは、年度途中に四十人を超えたクラスが発生している、そういうところには特別な手当をするべきではないかという従来からのご主張でございますけれども、年度途中に児童・生徒が増えたからといって教員を増員することは制度上困難でございますので、ご理解をいただきたということを申し上げます。なお、区といたしましては、少人数指導については大変重要な指導方法だと考えておりますので、習熟度別学習、あるいは小学校一年生が三十名を超える学校では、算数、あるいは国語には少人数指導ができるような区の独自の非常勤講師を配置しているところがございます。

三点目は、不登校対策に絡んで、保健室登校などが実態として行っている中で、養護教員を手厚く配置すべきではないかというご質問でございます。

この教員の定数につきましては、一番目の問題と同様でございます、東京都の定数配当

方針に定められておりますので、加配は困難でございます。区といたしましては、独自の取り組みとして、臨床心理士等の専門家による支援の充実をこの間図ってきておりますし、来年度は社会福祉士の資格を持つスクール・ソーシャル・ワーカーも教育相談室に配置して、学校の支援については充実させていきたいとご答弁を申し上げたところでございます。

相馬議員の四点目でございます。学校の老朽化が進んで修繕をすべきところが出てきているので、その小破修理を学校の施設改善要望に基づいて区内業者に仕事づくりとして一気に予算化してはどうかというご質問でございます。

確かに、学校はあちこち手を入れなければいけないところは多くなってきましたが、できるだけ建物を長く使っていきたいということで、施設の改善については計画的にやっております。例年九億円から十億円という多額な予算をいただいているところでございまして、トイレですとか、校庭ですとか、そういった大規模改修については改修計画をつくって順次実施しております。また、それ以外の小規模な学校からの施設改善要望につきましては、予算の範囲内で緊急性を判断して、優先順位をつけた上で実施しておりますので、今後とも予算を計画的かつ効率的に執行して、必要な改修は実施していきたいとご答弁を申し上げます。

続きまして、公明党の戸田議員でございます。戸田議員は、今年が「国民読書年」でございますので、この「国民読書年」に当たって、区として読書に親しむイベントや啓発を行うべきではないかというご質問でございます。

これにつきましては、「国民読書年」の意義は私どもも大きく受けとめておりますので、改めて読書の必要性、重要性についてはすべての区民に発信していきたいと考えております。

特に「子ども読書活動の推進計画」に基づきまして、子どもたちに多様な方法で本に親しむきっかけをつくるための授業というふうな位置づけしております。「あらかわ子ども読書フェスティバル」につきましては、より充実したイベントとするための検討も行っていていきたいと思っております。

二点目は、不登校の問題に絡めて、関係機関との連携をもっと積極的にするべきではないか、必要ではないかというご質問でございます。

これにつきましては、先ほど相馬議員にもお答えいたしました。来年度、社会福祉士の資格を持つスクール・ソーシャル・ワーカーを教育相談室に配置いたしますので、関係諸機関との連携は強めていきたいと思っております。よりきめ細やかな相談ができるものと考えております。

三点目は、中学校の武道の必修化についての対応でございます。

これにつきましては、武道場をつくるということ、現在の校舎の状況を踏まえますと、建築法令上、あるいは面積の制約などから困難な状況にございますけれども、区といたしましては、体育館を活用しつつ、武道の用具、あるいは指導者の育成、そういったソフト面の整備を中心に行っていきたいと考えております。

次は、民主・市民の会の清水議員でございます。清水議員は、大変厳しい経済状況の中で、就職浪人が非常に増えているという状況を踏まえて、新卒就職者を区内の小・中学校のネットワークを活用して応援ができないだろうかというご質問でございました。

確かに大変厳しい状況がございました。就職できない若者が多いという状況がありますので、それを踏まえてのご質問だということを受けてはおりますけれども、システム化で

きないかというようなご質問でございましたので、これはなかなか。小・中学校や教育委員会が大学卒業までのデータを持っていてということは実際として無理ですので、最初は「無理」と書いたのですけれども、調整会議で「冷たいんじゃない？」と言われてまして、とりあえず受けとめさせていただきました。これは個人情報で、現実にはシステムとしては無理だと思います。

青山委員

そうですね。それから、そういうのを組織することを嫌がる人もいるのですね。

次長

はい。ですので、そこはちよつと……。

教育長

昔はよく大学同士で、引っ張り合いがありましたよね。今はだめです。

次長

どこの大学へ行ったかを中学校が押さえているというのは難しいと思います。しかも、その大学の外の就職先まで押さえろということですから。

委員長

それはたまらない。

次長

いってみれば、小・中学校のコネでOB訪問ができないかとか。お気持ちはわかるのですけれども、大変難しいので、システムとしては、なかなか難しいのではないかと考えています。教育委員会としては、小・中学校の役割としては、キャリア教育を重視して、小さいこ

ろから発達段階に合わせて職業体験といったものにきちんと取り組んでおります。それを充実させていくことが将来の職業や進路を考える大事なステップで、区の教育委員会としての役割はむしろそちらが大きいだろうと思っておりますので、そちらの充実に努めたいとお答えをいたしました。事前に、先生にも、「先生、これはいいお答えできないんですよ」と調整をしたのですけれども、「まあ、言わせてくれ」ということだったものですから、ここは実のあるお答えはなかなかできなかったです。

青山委員

民主党は政権党なのだから、雇用を増やす政策をしなければいけないと思います。幾ら紹介しても、雇用がないのだから。ハローワークへ行っただけで。

次長

最後は、小坂議員でございます。小坂議員はひとり会派なものですから、時間も大変短いい中で質問項目が物凄いです。三十八項目だけありました。教育委員会だけでもこれだけありますので、質問時間が非常に長くて、残り時間がはなから足りないのです。ですので、一つの項目で意味がわかるように書いても答えられないのです。一行ぐらいで答えないと時間が足りなくなってしまうものですから、箇条書き答弁みたいな状態になって、実際にこの程度しか答弁していないのです。要旨というよりも、本当にこれぐらいしか言えなかったのです。

教育再生を荒川区からということ、日本精神の教育徹底、正しい史実・世界情勢を教えることということ、よく言われております自虐的世界観に基づいた教育をするなどということ、愛国心・道徳心を育てる教育、戦没者慰霊祭に生徒を参加させる、土曜日の授業を全

校でやったらどうか、夏休みは短くするのも必要でしょう、それから、(四)の偽善ではなく生き抜く力を育てる教育というのは、戦うことの尊さを教えるべきだということでございませした。紙芝居の教育的活用というのは、熊野前に紙芝居劇場ができるので、それを学校で使ったらどうかということなのです。

大変時間がないものですから、教育の中身については学習指導要領に則って適正に実施いたしますと。戦没者慰霊祭は無理ですということ。土曜日の授業については今年度から既に多くの学校で実施しておりますし、夏休みを短くすることは今後の検討課題だとお答えいたしました。「生き抜く力」というのは、学校で「戦うこと」の「難しいもの」がありました。すので、すれ違いになっておりますけれども、「生きる力」のほうで答えをいたしました。

紙芝居劇場については、中身を見た上で今後の検討課題だと思っております。

それから、小坂議員は、区民の健康・安全ということの関連で、保育園や幼稚園の自転車通園のヘルメットの着用を入園条件にすべきだというのがありました。これは、去年、道交法の改正で着用の努力義務が設けられたところですのでございますけれども、そのときに、区長が先頭に立ってキャンペーンを張りました。ですので、教育委員会と区長部局と両方にまたがるご回答で、時間もない中なので、ここは区長にまとめてご答弁をいただいで、保育園のほうは保育に欠ける子どもを入れなければいけないという児童福祉法の規定もありますので、ここはとも書けなくて書いていないのですが、そういう趣旨も踏まえて、区としてはヘルメット着用を入園条件とはできません、今後も周知啓発には努めていきたいとお答えをしておりました。

それから、(六)のところは、中学校でダミー人形を一人一体使った救命講習の授業を広げ

るべきだということ、どこかの県でやっている例を引いてのご質問でございました。ダメ一人形一人一体方式も含めて検討いたしましたけれども、昨年度より高野教育委員のご尽力を得て、日本医科大学の協力を得て、二人に一体で、医師または看護師が四人に一人ついて、大変充実した専門的な指導を受ける方式でやっておりますので、教育委員会としてはこちらをやりたいとお答えをしております。

次のページになりますが、小坂議員はさらに図書館の関係でもご質問がございました。図書館の開館時間、あるいは曜日の拡大をするべきだ、できなければ指定管理者制度を導入したらどうかというご質問でございました。この開館時間につきましては、ニーズを踏まえた上で費用対効果を分析して、荒川区にふさわしいやり方を検討していきたいというお答えをしております。住宅地という状況を見ますと、過去にとった統計や何かでも、遅い時間になりますと利用者は多くないというような状況などもあります。ただ、これは、図書館としても課題で、検討はしたのですが、大変お金がかかるものですから、今年度予算要求を踏みとどまったという状況もありますので、今後の課題だと思います。人手もかかりますので、ちよつと予算が厳しくなっている状況なので、今、足踏みをしております。いずれはという課題だと思っております。

(二)の学校プールの地域開放ですが、昭和五十五年に荒川区では実施してきた経過があるそうです。ただ、当時も利用者が非常に少なく、なおかつ、スポーツセンターですとかスポーツハウスの通年利用の温水プールが開設されたという状況も踏まえて、平成六年には終了した経緯がございます。状況としては変わっておりますので、今後また新たな環境の変化があった場合には検討したいということでご回答をなされた状況です。

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。「区議会第一回定例会について」のご報告でございました。どなたかご質問ございますか。

(委員一同 ― ― ― 質疑なし)

委員長

特に質問がございませんので、予定されています報告事項は以上でございます。

事務局から連絡事項はございますか。

庶務課長

私から二点ほどご連絡を差し上げたいと思っております。

本日のご報告事項の第一番にございました図書館非常勤職員の自転車走行中の事故に係る訴訟に関する和解案の再提示につきまして、三月十五日に改めて裁判所におきまして、両者が再提示のありました和解案に対しての考え方を持ち寄りませう。その時点で和解が可能かどうかという状況になりますと、先ほどもご説明差し上げましたけれども、ただいま第一回定例会が三月十七日を閉会日の予定で開催してございますので、この最終日の三月十七日に、損害賠償に応ずるための議案を提出して議決をいただく必要がございます。そのために、大変短い時間でございますけれども、三月十五日に和解の見通しが立った時点で区長部局から私ども教育委員会のほうに議案の提出に關しての意見聴取がございます。大変時間の限られた中で会議を開く間がございませんので、お許しをいただければ、十六日になろうかと思っておりますけれども、文書によるご協議を各委員のもとにさせていただくと、いう形で処理をしたいと思つ

ておりますが、いかがでございましょうか。

(委員一同 ― ― ― 異議なし)

庶務課長

それでは、そのようにさせていただきますと思います。

それから、もう一点でございますけれども、本日、お手元に今後の教育委員会の日程につきましてご用意させていただいております。この日程表の裏面でございますが、三月十九日と二十四日に区立の中学校と小学校の卒業式が予定されてございます。本日のお時間の中で各委員の方のご予定をお伺いできればと思っております。ご出席のほうは、いかがでございましょうか。

高田委員

空けてあります。

青山委員

空いています。

小林委員

大丈夫です。

委員長

はい。

庶務課長

すべての委員の方、ご出席をいただけるということですので。本日、閉会した後には学務課のほうから当日の挨拶文を予めお預けさせていただいて、事前にお目通しいただければと思っ

おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

よろしく申し上げます。

庶務課長

私からは以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

庶務課長

申しわけございません。それから、本日、四時半から教育褒賞の贈呈式がございます。また、詳細は協議会の席上でご説明いたしますけれども、今日はどうぞよろしくご協力をお願いいたします。

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

そのほか、なにかございますか。

社会教育課長

皆さんのお手元に、小さいポスターのような「子ども『俳句』相撲大会」のチラシがございますけれども、こちらにつきましては、来週の三月二十日土曜日に南千住第二中学校で開催するものでございます。荒川区から二十五チームの方に参加いただきまして、予選をしていただきます。本選には十三チーム、それから大塚市から三チームの方が来ますので、そ

の十六チームで本選をトーナメントで開催しまして、横綱を決めていくというような催しで
ございます。こちらには、高田教育委員さんが審査委員ということで加わっていただける予
定でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

高田委員

これは一回目のとき出たけれども、一人二句持っているのですよね。

次長

そうです。

高田委員

そこで新しくつくるというのではなくて、それをずっと出していくのですね。

次長

その二句で。

高田委員

勝ち上がっていても、またその同じ二句で。

青山委員

なるほどね。

次長

どっちを出すかで、相手の。二句とも揃っていいというのが少ないようです。事前の審査
を俳句連盟にやっていただいているのですけれども、二つともがなかなか揃っていないみた
いですね。

社会教育課長

そうですね。

高田委員

今年結構いいのがありましたよ。

次長

もうご覧になりましたか？

高田委員

ええ。今朝来て、十六日までこの十三人に丸をつけておいてと言うから、きょう送りましたから。

社会教育課長

そうですね。ありがとうございます。

高田委員

結構いいのはありましたよ。

次長

そうですね。区長が審査委員なのですけれども、「これは俳句ではなくて川柳だ」とか。季語がないとかもあるのですけれども、去年よりはいいかなという気は私もしました。

高田委員

結構おもしろい。

青山委員

本当ですね。ほとんど川柳ですね。

委員長

ほかにございませんでしようか。

(委員一同 ――――なし)

委員長

なければ、教育委員会第五回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

―――了―――